

地方公共体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

8 作成組織が作成・提供する非識別加工情報の二次流通について

- 作成組織において作成・提供する非識別加工情報は、新産業創出といった目的のために作成・提供されるものであり、基本的に作成組織と契約の相手方における活用のみを想定し、二次流通は制限することが適当である。
- 作成組織と非識別加工情報の利活用者との間の契約において、非識別加工情報の適切な利用等に関する取り決めを行うこととし、二次流通を制限することとしてはどうか。

(1) 民間部門における取扱いについて

個人情報保護法は、個人の権利利益が侵害されないように必要最低限の規律を設けるものであり、匿名加工情報の提供に当たり必要な手続が規定されているが(37～39条)、二次流通を制限する規定はない。なお、民間部門では、匿名加工情報を提供するか否かの判断は、事業者間における契約等において取り決められることとなるが、当該契約等によって流通を制限することは可能である。

(2) 国の行政機関等における取扱いについて

行政機関等個人情報保護法においては、行政機関非識別加工情報等の提供に当たっては、提供先における非識別加工情報の管理のために講じる措置が適切なものであるかどうかを審査することとしており、その中で、提供された行政機関非識別加工情報の利用範囲についても審査を行うことが想定されており、当該審査を経て合意された利用契約の範囲で行うこととなる。基本的に当該契約の相手方における活用のみが想定されている。

(3) 作成組織における取扱いについて

作成組織において提供される非識別加工情報についても、新産業の創出といった利用目的で非識別加工情報を活用する事業者等に対して、作成組織が審査等を経た上で提供することとしており、作成組織と非識別加工情報を利活用する者との間の契約において、適切な利用等に関する取り決めを行うこととしてはどうか。当該契約において、非識別加工情報の二次流通については、非識別加工情報の安全管理措置の一環として、提供された非識別加工情報の利用の態様等が適正であることを確保することとし、こ

うした内容をガイドライン等で明確にすることが考えられる。

(参考) 医療情報における取扱い

次世代医療基盤法においては、匿名加工医療情報の安全管理措置の一環として、匿名加工医療情報の提供の際の契約において、匿名加工医療情報を利活用する者における匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が適正であることを確保するとされており、認定事業者と利活用者との契約において、利活用者が匿名加工医療情報を第三者に提供する際は、あらかじめ認定事業者の許可を得ること等を義務付ける契約を結ぶことがガイドラインにより示されている。